

第51回定時株主総会資料

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

- 株主総会参考書類 第1号議案 取締役10名選任の件 ご参考
- 事業報告
 1. 企業集団の現況に関する事項
「主要な事業内容」 「主要な営業所等」 「使用人の状況」 「主要な借入先及び借入額」
「その他企業集団の現況に関する重要な事項」
 2. 会社の現況
「会社役員の状況 社外役員に関する事項」 「株式の状況」 「新株予約権等の状況」
「会計監査人の状況」
 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
 4. 剰余金の配当等の決定に関する方針
 5. 会社の支配に関する基本方針
- 連結計算書類
- 計算書類
- 連結計算書類に係る会計監査報告
- 計算書類に係る会計監査報告
- 監査役会の監査報告

第51期

(2022年3月1日～2023年2月28日)

株式会社 **Olympic**グループ

上記事項につきましては、法令及び当社定款第13条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役10名選任の件

(ご参考)

各取締役候補者が有するスキル・経験は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	企業経営	グループ内 子会社経営	財務・会計	人事・労務 ・人財開発	法務・コンプ ライアンス	ITデジタル	サステナ ビリティ	国際経験
1	金澤良樹	○	○	○	○	○		○	
2	大下内徹	○	○	○	○	○	○	○	○
3	木村芳夫	○		○		○		○	
4	武内勝	○	○					○	
5	森威文	○	○	○	○	○	○	○	○
6	金澤祥貴	○	○				○	○	
7	金澤伸幸	○	○				○	○	○
8	野田敏幸			○	○	○		○	
9	森英雄	○		○	○	○		○	
10	小山智					○		○	○

1. 企業集団の現況に関する事項

(5) 主要な事業内容（2023年2月28日現在）

当社グループは、小売事業及び小売周辺事業を展開しており、当社並びに連結子会社26社により構成されております。

また、当社は持株会社体制のもとで以下の事業を営む会社を統括し、グループ全体の経営戦略の策定、経営資源の配置、各事業会社の業務執行状況の管理・統制を担い、各事業会社の管理業務を受託するとともに、グループ全般にわたる新規事業の育成等を行っており、配当収入、不動産賃貸収入、業務代行手数料等を主な収入としております。

事業内容	主要商品
小売事業	加工食品、生鮮食品、スポーツ・レジャー用品、時計、バッグ、靴、自転車、自転車用品、DIY・ガーデニング用品、ペット、ペット用品、インテリア用品、家庭用品、日用雑貨、家電製品、ゴルフ用品及び自動車用品等の小売、自転車修理、トリミングサロン、ペットホテル、動物病院、自動車修理等
小売周辺事業	商品の輸送・保管・宅配・工事等のサービス、店舗の開発、ショッピングセンターの管理・運営、PB商品の開発、惣菜・弁当等の製造・卸売、自転車等の開発・卸売、コンピューターシステムの開発・運用・販売等

(6) 主要な営業所等（2023年2月28日現在）

当社	本社：東京都国分寺市
株式会社Olympic	主要な営業所：東京都国分寺市 店舗：東京都52店舗、神奈川県14店舗、千葉県10店舗、埼玉県9店舗、群馬県1店舗
株式会社OSCエフワン	主要な営業所：埼玉県所沢市 店舗：埼玉県1店舗
株式会社オー・エス・シー・フーズ	主要な営業所：東京都昭島市 工場：東京都昭島市
株式会社OSCペーカリー	主要な営業所：東京都国分寺市 工場：東京都北区
株式会社OSCミート	主要な営業所：東京都国分寺市
株式会社OSCフィッシュ	主要な営業所：東京都国分寺市
株式会社Olympicセラー	主要な営業所：東京都国分寺市
株式会社OSCトレーディング	主要な営業所：東京都国分寺市

株式会社OSCファストフードサービス	主要な営業所：東京都国分寺市 店舗：東京都5店舗、神奈川県7店舗、千葉県3店舗、埼玉県3店舗
株式会社グレインコーヒーロースター	主要な営業所：東京都国分寺市 店舗：東京都3店舗、神奈川県4店舗、千葉県2店舗、埼玉県1店舗
株式会社グー	主要な営業所：埼玉県所沢市 店舗：東京都15店舗、神奈川県1店舗、千葉県1店舗、埼玉県4店舗、北海道5店舗、宮城県2店舗、茨城県1店舗、静岡県1店舗
株式会社サイクルオリンピック	主要な営業所：東京都府中市 店舗：東京都18店舗、神奈川県7店舗、千葉県4店舗、埼玉県5店舗
株式会社OSCサイクル	主要な営業所：東京都府中市
株式会社ユアペティア	主要な営業所：埼玉県新座市 店舗：東京都13店舗、神奈川県9店舗、千葉県5店舗、埼玉県4店舗
株式会社ユアペティア・サロン	主要な営業所：埼玉県新座市
株式会社動物総合医療センター	主要な営業所：埼玉県新座市 診療施設：東京都2施設、神奈川県1施設、千葉県1施設、埼玉県1施設
株式会社おうちDEPO	主要な営業所：神奈川県横浜市 店舗：東京都14店舗、神奈川県9店舗、千葉県4店舗、埼玉県4店舗
株式会社OSCホームファシリティ	主要な営業所：東京都国分寺市
株式会社OSCゴルフワールド	主要な営業所：神奈川県川崎市 店舗：東京都1店舗、神奈川県2店舗、埼玉県1店舗
株式会社エムケイカーズ	主要な営業所：神奈川県平塚市 店舗：神奈川県1店舗
株式会社フォルム	主要な営業所：東京都国分寺市
株式会社OSCクリンネス	主要な営業所：東京都国分寺市
株式会社キララ	主要な営業所：東京都昭島市 物流センター：東京都昭島市、東京都大田区、千葉県千葉市
株式会社スコア	主要な営業所：東京都国分寺市
株式会社アバンセ	主要な営業所：東京都新宿区

(7) **使用人の状況** (2023年2月28日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
1,386 (2,694) 名	5 (△401) 名

(注) 使用人数は正社員数であり、契約社員、パートタイマー及びアルバイトは () 内に8時間換算した年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
30 (10) 名	1 (-) 名	47.5歳	16.6年

(注) 使用人数は正社員数であり、契約社員、パートタイマー及びアルバイトは () 内に8時間換算した年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先及び借入額** (2023年2月28日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	8,777百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,167
株 式 会 社 あ お ぞ ら 銀 行	2,416

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 会社役員の状態

③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役小山智氏は、一般社団法人日本建設機械工業会専務理事であります。当社と一般社団法人日本建設機械工業会との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役宮地雄三氏は、宮地雄三税理士事務所所長であります。当社と宮地雄三税理士事務所との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役繁榊江里氏は、青山学院大学教授であります。当社と青山学院大学との間には特別の関係はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役森英雄氏は、株式会社銀座山形屋社外監査役であります。株式会社銀座山形屋は当社の発行済株式総数（自己株式を除く）の4.13%を保有しており、また当社は同社の発行済株式総数（自己株式を除く）の5.03%を保有しております。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
野田 敏幸	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会11回の全てに出席いたしました。取締役会では必要に応じ、業務執行を監督する立場から助言・提言を行っております。また監査役会に出席し、会計、法理の高い識見に基づき監督機能を果たしております。
森 英雄	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会11回の全てに出席いたしました。取締役会では必要に応じ、企業経営の経験に基づいた助言・提言を行っております。また監査役会に出席し、経営者としての豊富な知見に基づき監督機能を果たしております。
小山 智	社外取締役	2022年5月27日に就任以降、当事業年度に開催された取締役会9回の全てに出席いたしました。取締役会では必要に応じ、豊かな経験に基づき多様な観点から助言・提言を行っております。また監査役会に出席し、経歴から培われた高い識見に基づき監督機能を果たしております。
宮地 雄三	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会11回のうち10回、また監査役会12回のうち11回に出席いたしました。取締役会では必要に応じ、税理士として専門的知見から、適宜助言・提言を行っております。監査役会では監査職務の執行に関し、積極的に発言を行っております。
繁榊 江里	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会11回のうち10回、また監査役会12回のうち10回に出席いたしました。取締役会では必要に応じ、豊富な学識経験に基づいた助言・提言を行っております。監査役会では監査職務の執行に関し、積極的に発言を行っております。

(2) **株式の状況** (2023年2月28日現在)

- ① 発行可能株式総数 33,200,000株
- ② 発行済株式の総数 23,354,223株 (自己株式383,501株を含む)
- ③ 株主数 4,825名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 カ ネ ヨ シ	6,395,500株	27.84%
○ l y m p i c 取 引 先 持 株 会	1,825,819	7.94
株 式 会 社 オ リ ン ピ ア	1,126,500	4.90
株 式 会 社 ミ ス タ ー ・ ク リ ー ン	1,104,100	4.80
株 式 会 社 銀 座 山 形 屋	949,408	4.13
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	918,137	3.99
株 式 会 社 ヘ ル ス ケ ア ・ ジ ャ パ ン	904,860	3.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	654,700	2.85
マ ッ ク ス バ リ ュ 西 日 本 株 式 会 社	646,900	2.81
柚 木 克 也	500,000	2.17

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(3) **新株予約権等の状況**

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	50百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は、職務執行にあたり、基本理念（正直を売る）、法令、定款、社内規程に基づき、法令遵守と社会理念の遵守を企業行動の原点とすることを基本方針とします。
- ・ 当社取締役は、基本理念に基づく行動規範に従い、当社グループ全体における基本方針の遵守体制構築及び実践を率先垂範して行います。
- ・ 当社は、社会的信頼を保持すべく業務の適正性を確保するために、会社法に基づく内部統制システムの構築とその運用体制の整備を行います。
- ・ 取締役会については「取締役会規程」を定め、その適切な運営が確保され、定時取締役会を月1回開催することを原則とし、必要に応じて臨時取締役会を随時開催します。取締役は取締役会規程に基づき付議事項を決議するとともに、取締役間の意思疎通を図り、必要に応じて外部専門家に意見を求め、相互に業務執行を監督する体制を実践します。
- ・ 取締役の職務執行については、監査役会設置会社として監査役会の定める「監査役会規程」、監査方針及び監査役間の業務分担に従い、各監査役の監査対象事項として監査する監督体制を機能させるほか、取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役会に報告することとし、遅滞なくその是正を図る体制とします。
- ・ 法令等遵守体制を統括する機関として、担当取締役を総括責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、体制の整備、運用について審議を行い、取締役会、監査役会及び代表取締役社長直轄の監査室並びに関連各部署へ報告を行うとともに、全社的な運営、実践の徹底を図ります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存、管理に関する体制

- ・ 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、「文書管理規程」の定めるところにより、担当取締役を総括責任者として実施します。

③ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・ 当社は金融商品取引法に基づく、内部統制報告制度への対応を、企業基盤強化のインフラ整備の一環として位置づけ、財務報告の信頼性を確保するために内部統制の有効かつ効率的な整備・運用に取り組みます。

- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 担当取締役をリスク管理の総括責任者とし、各担当取締役とともに「職務権限規程」、「グループ会社管理規程」、「リスク管理規程」、「情報システム運用管理依頼受入規程」及び「財務報告に係る内部統制規程」に則し、カテゴリーごとのリスクを体系的に管理します。
 - ・ 各部門においては、関連規程に基づきマニュアル並びにガイドラインに従いリスク管理を行います。
 - ・ 監査役及び監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告します。
 - ・ 取締役会及びグループ経営会議は、定期的にはリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めます。
- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 担当取締役を総括責任者とし、取締役会において決定した、年次経営計画に基づいた各部門目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督します。各部門担当取締役は、年次経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定します。
 - ・ 総括責任者は、その遂行状況を各部門取締役、取締役会及びグループ経営会議において定期的に報告させ、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析及びその改善を図ります。
- ⑥ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・ 当社は、基本理念に基づいた「行動規範」を制定し、代表取締役がその精神を役職者はじめグループ会社全使用人に伝達し、法令遵守と社会理念の遵守を企業行動の原点とすることを徹底します。
 - ・ コンプライアンス委員会は、当社の運営及び事業に関連する主要な法令に対応する規程の整備状況並びに運営状況を審査し、内部統制委員会及び内部監査機関である監査室等と連携し、関連部署並びに組織機能別に運営体制の整備、運用等具体的な実施方法等について報告、指導を行います。
 - ・ 関連各部においては、規程及び運用マニュアル等の整備を行い、各機関の本部機能や各種会議体、情報伝達システム等を通じて、各従業員の関連法令等に関する運用実践の徹底を図ります。
 - ・ また、「公益通報者保護に関する規程」に基づき、不正行為等の早期発見と是正を図るために、公益通報窓口を設置し、内部通報制度によるコンプライアンス体制の強化に努めます。

- ⑦ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制
- ・ 当社グループ各社の業務遂行については、「グループ会社管理規程」、「グループコンプライアンス規程」、「リスク管理規程」及び「財務報告に係る内部統制規程」に基づき、担当取締役並びに経営企画部長が、これを日常的に統括管理するほか、円滑な情報交換とグループ経営を推進するため、各種会議体を定期的に開催します。
 - イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・ 当社グループ各社は「グループ会社管理規程」に基づき、報告書等を当社に提出するほか、必要に応じ関連する会議体に報告します。
 - ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 「グループ会社管理規程」、「リスク管理規程」及び当社グループ各社の「職務権限規程」等の規程に基づきリスク管理体制をグループ全体で構築し、子会社のリスクを当社の組織において管理します。
 - ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 月次のP/L、B/Sの報告とグループ全体並びに各社の課題管理と執行のためにグループ経営会議を、また、キャッシュ・フローの月次管理と課題確認のためにグループ資金会議を実施します。
 - ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ コンプライアンス委員会の運営は当社グループ各社の代表者により行い、グループ全体の法令遵守体制の整備、運用について審議します。
 - ・ 監査役と監査室は、定期的又は臨時にグループ管理体制を監査します。
- ⑧ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その使用人に関する事項
- ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査室員を監査役の職務を補助すべき使用人として指名することとします。
- ⑨ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 監査室は監査計画を独自に設定して、代表取締役社長の承認後に、監査実務を執行し、監査報告等を代表取締役社長及び監査役会に提出します。
- ⑩ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査役の職務を補助すべき使用人として指名された監査室員の指揮権は監査役に委譲することとします。

- ⑪ 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 当社グループ各社の役員及び従業員は、事業上のリスクについては決裁権限を持つ組織を通じ、法令違反行為等についてはコンプライアンス相談窓口を通じて、速やかに当社監査役にその内容を報告することとします。
 - ・ 法令違反行為等については、通報処理担当者に限らず、報告を受けた者は規程に準じて誠実に対応するよう努めます。
 - ・ 法令違反行為等の通報があり、調査のうえ法令違反行為等が行われている事実を確認した場合、取締役は是正を図るとともにその事実を監査役に報告することとします。
- ⑫ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 「公益通報者保護に関する規程」に基づき、監査役に報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないようにするとともに、報告をした者の職場環境が悪化することがないように適切な措置をとります。また、報告をした者に不利な取扱いや嫌がらせ等を行った者に対し、就業規則に従って処分を課することができるものとします。
- ⑬ 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査役職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上するとともに、緊急又は臨時に支出したものについては、会社に償還を請求することができるものとします。
- ⑭ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役半数以上は社外監査役で構成し、透明性の確保に努めます。
 - ・ 監査役は、代表取締役、担当取締役、会計監査人及び監査室並びに内部統制委員会と定期的に会合を行い、当社グループが対処すべき課題や当社グループに係るリスク、監査役職務の執行環境整備に関する事項や監査上の重要な課題について意見交換を行うことに加え、毎月開催される当社取締役会に出席し、取締役会での審議・報告事項を取締役と共有するよう努めます。
- ⑮ 反社会的勢力排除のための体制
- ・ 「グループコンプライアンス規範」や「Olympicグループコンプライアンス要綱」に、反社会的勢力との関係はいっさい持たず、反社会的勢力への資金提供はいかなる場合もいっさい行わない旨を盛り込み、社内外に周知徹底します。

- ・ 反社会的勢力からの不当要求が発生した場合や相手が反社会的勢力と知らず関係を持ったことが判明した場合の対応窓口は総務部とし、総務部長は、外部専門機関等と連携し、反社会的勢力との関係を解消させます。また、その過程について、取締役会に逐次報告を行います。
- ・ 総務部長は、反社会的勢力と関係を遮断するため、外部専門機関と連携し、問題が発生しないように社内体制を整備し、その活動状況を定期的に取り締役に報告します。また、警視庁OBを常勤させ、外部専門機関と密接な連携を取ることができる体制とします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度中における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであり、適切に運用されていることを確認しております。

- ・ 取締役会を11回開催し、重要事項を決議するとともに職務の執行状況を報告し、業務執行の監督を行いました。
- ・ 監査役会を12回開催し、各監査役の監査状況を報告するとともに監査室より内部監査の報告を受け、業務執行の監査を行いました。
- ・ 財務報告に係る内部統制評価の実施及び評価結果の検討等のために内部統制委員会を、当社グループ全体の法令遵守体制の運用及び整備について審議するためにコンプライアンス委員会を、それぞれ適宜開催いたしました。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様に対して安定的に利益還元を充実させていくことを経営の最重要課題のひとつであると認識し、剰余金の配当等を実施してまいりました。

今後につきましても、この基本方針を堅持し、今後のグループ事業戦略、財務体質の強化、各事業年度の業績等を考慮し安定的に利益還元を行い、また、内部留保金につきましては、新規事業展開及び既存事業の効率化、活性化等のための投資に活用してまいります。また、自己株式の取得につきましては、資本効率の向上及び今後の経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため適切に実施してまいります。

当社は、配当につきましては、会社法第459条第1項各号の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めており、自己株式の取得につきましては、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

また、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めておりますが、当期におきましては、中間配当は実施しておりません。

上記の基本方針に基づき、期末配当金につきましては、当期は1株当たり20円の期末配当とさせていただきますことを取締役会において決議いたしました。

また、自己株式の取得につきましては、当期は取締役会決議に基づく自己株式の取得は実施いたしませんでした。

5. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の支配に関する基本方針については特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	15,998,060	流動負債	27,060,795
現金及び預金	2,929,309	買掛金	7,393,274
売掛金	1,370,397	短期借入金	16,701,480
商品	10,004,742	未払法人税等	109,017
その他	1,693,892	未払消費税等	186,268
貸倒引当金	△280	賞与引当金	243,091
		資産除去債務	858
		その他	2,426,804
固定資産	48,963,068	固定負債	11,314,700
有形固定資産	30,321,307	長期借入金	9,219,724
建物及び構築物	12,670,184	リース債務	252,843
機械装置及び運搬具	808,021	退職給付に係る負債	19,558
土地	15,414,779	繰延税金負債	2,022
その他	1,428,322	資産除去債務	765,216
		その他	1,055,335
無形固定資産	1,365,381	負債合計	38,375,496
投資その他の資産	17,276,379	純資産の部	
投資有価証券	757,822	株主資本	26,391,426
長期貸付金	1,378,958	資本金	9,946,386
繰延税金資産	517,513	資本剰余金	9,829,566
敷金及び保証金	13,980,662	利益剰余金	6,908,510
その他	641,422	自己株式	△293,036
		その他の包括利益累計額	194,206
		その他有価証券評価差額金	194,206
資産合計	64,961,128	純資産合計	26,585,632
		負債純資産合計	64,961,128

連結損益計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	85,906,161
売上原価	56,446,225
売上総利益	29,459,935
営業収入	6,077,784
営業総利益	35,537,719
販売費及び一般管理費	35,222,671
営業利益	315,048
営業外収入	
受取利息	25,283
受取配当金	19,009
協賛金収入	20,000
その他	52,886
営業外費用	
支払利息	263,338
その他	11,993
経常利益	275,331
特別損失	
固定資産除却損	125,871
減損損失	56,258
創業60周年費用	45,604
匿名組合損益分配前税金等調整前当期純損失(△)	227,734
匿名組合損益分配額	△70,838
税金等調整前当期純利益	△150,312
法人税、住民税及び事業税	79,473
法人税等調整額	75,574
当期純利益	△104,700
親会社株主に帰属する当期純利益	108,599
	108,599

連結株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	9,946,386	9,829,566	7,259,325	△293,005	26,742,273
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△459,415		△459,415
親会社株主に帰属する 当期純利益			108,599		108,599
自己株式の取得				△31	△31
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△350,815	△31	△350,846
当 期 末 残 高	9,946,386	9,829,566	6,908,510	△293,036	26,391,426

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	91,551	91,551	26,833,825
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△459,415
親会社株主に帰属する 当期純利益			108,599
自己株式の取得			△31
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額(純額)	102,654	102,654	102,654
当 期 変 動 額 合 計	102,654	102,654	△248,192
当 期 末 残 高	194,206	194,206	26,585,632

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- ・主要な連結子会社の数 26社
- ・主要な連結子会社の名称
 - 株式会社Olympic
 - 株式会社OSCエフワン
 - 株式会社オー・エス・シー・フーズ
 - 株式会社OSCベーカリー
 - 株式会社OSCミート
 - 株式会社OSCフィッシュ
 - 株式会社Olympicセラー
 - 株式会社OSCトレーディング
 - 株式会社OSCファストフードサービス
 - 株式会社グレインコーヒーロースター
 - 株式会社グウー
 - 株式会社サイクルオリンピック
 - 株式会社OSCサイクル
 - 株式会社ユアペティア
 - 株式会社ユアペティア・サロン
 - 株式会社動物総合医療センター
 - 株式会社おうちDEPO
 - 株式会社OSCホームファシリティ
 - 株式会社OSCゴルフワールド
 - 株式会社エムケイカーズ
 - 株式会社フォルム
 - 株式会社OSCクリンネス
 - 株式会社キララ
 - 株式会社スコア
 - 株式会社アバンセ
 - 株式会社Kマート

- ・株式会社優翔は、当連結会計年度において株式会社Kマートに社名を変更いたしました。
- ・前連結会計年度まで連結子会社でありました株式会社シューズフォレストは、2022年3月1日をもって株式会社Olympicと合併し、消滅会社となったため、連結の範囲から除外いたしました。

- ・当連結会計年度において、株式会社グレインコーヒーロースター、株式会社ユアペティア・サロン、株式会社OSCエフワン、株式会社OSCミート、株式会社OSCフィッシュ、株式会社Olympicセラー、株式会社OSCホームファシリティ、株式会社OSCクリンネスを設立したため、新たに連結の範囲に加えております。

② 主要な非連結子会社の名称等

- ・主要な非連結子会社の名称
- ・連結の範囲から除いた理由

株式会社OSCライフプロダクツ

小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ・持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社の名称
- ・持分法を適用していない主要な非連結子会社又は関連会社の名称
- ・持分法を適用していない主要な非連結子会社又は関連会社について持分法を適用していない理由

該当事項はありません。

株式会社OSCライフプロダクツ

株式会社FREE POWER

当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. 棚卸資産

- ・生鮮食品及びデリカテッセン等

最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)

- ・店舗在庫商品
売価還元法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)
 - ・センター在庫商品
先入先出法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産
(リース資産を除く)
定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
 - ロ. 無形固定資産
(リース資産を除く)
・ソフトウェア
社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。
- ハ. リース資産
- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- 二. 長期前払費用
定額法によっております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- ・賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
- 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。
- ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準
- ・商品の販売に係る収益認識
当社グループの顧客との契約から生じる収益は、小売業及び小売周辺事業での商品販売によるものであり、これらの商品の販売は、顧客に商品を引渡した時点で収益を認識しております。
なお、商品の販売のうち、委託を受け販売を行う受託販売については、当社グループの役割が代理人に該当すると判断し、顧客より受け取る額から、仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

・連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

(5) 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにともない委託を受け販売を行う受託販売について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への財またはサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当すると判断し、顧客より受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

この結果、当連結会計年度の「売上高」は530,072千円、「売上原価」は467,567千円それぞれ減少し、「営業収入」は62,505千円増加しておりますが、「税金等調整前当期純利益」に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(6) 表示方法の変更

該当事項はありません。

(7) 重要な会計上の見積り

(小売店舗に係る固定資産の減損)

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
- | | |
|--------|--------------|
| 有形固定資産 | 20,416,285千円 |
| 減損損失 | 56,258千円 |

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

・算出方法

当社グループは小売店舗に係る固定資産について、各小売店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングしております。減損の兆候がある資産又は資産グループについて割引前将来キャッシュ・フローの総額とその帳簿価額との比較を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い金額によっております。

・重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

減損の認識の判定及び測定の際の使用価値の算定に用いる将来キャッシュ・フローの見積りは小売店舗ごとの事業計画によって算定しており、将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、事業計画の基礎となる小売店舗ごとの売上高、売上総利益率及び人件費であります。

・翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、不確実性を伴い市場環境の変化や事業戦略の成否によっては、翌連結会計年度の連結計算書類において、新たに減損損失が発生する場合があります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	213,000千円
建物及び構築物	5,309,879千円
土地	11,343,806千円
投資有価証券	480,859千円
長期貸付金	662,574千円
敷金及び保証金	1,904,716千円
投資その他の資産（その他）	116,826千円
計	20,031,663千円

上記の資産は、短期借入金8,806,684千円及び長期借入金（1年内返済予定長期借入金を含む）11,984,757千円の担保に供しております。

また、上記の他に投資有価証券32,383千円について、買掛金142,158千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 37,232,554千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	23,354,223株	一株	一株	23,354,223株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

2022年4月25日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 459,415千円
- ・1株当たり配当額 20円
- ・基準日 2022年2月28日
- ・効力発生日 2022年5月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2023年4月28日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 459,414千円
- ・1株当たり配当額 20円
- ・基準日 2023年2月28日
- ・効力発生日 2023年5月31日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については主に金融機関からの借入により行っております。資金使途は運転資金及び設備投資であり、デリバティブ取引は、内部管理規程に従い、金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額141,575千円）は、「投資有価証券」には含めておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 投資有価証券	616,246	616,246	－
② 長期貸付金	1,378,958	1,451,624	72,665
③ 敷金及び保証金	13,980,662	11,869,561	△2,111,101
④ 長期借入金（※1・2）	(13,814,520)	(13,801,777)	△12,742
⑤ リース債務（※3）	(825,383)	(822,581)	△2,801
⑥ デリバティブ取引（※1）	－	－	－

（※1）デリバティブ取引額は、長期借入金の金額の中に含まれております。

（※2）1年内返済予定の長期借入金を含めております。

（※3）1年内返済予定のリース債務を含めております。

（※4）「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」及び「短期借入金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※5）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	616,246	－	－	616,246

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	－	1,378,958	－	1,378,958
敷金及び保証金	－	－	13,980,662	13,980,662
長期借入金	－	9,219,724	－	9,219,724
リース債務	－	252,843	－	252,843
デリバティブ取引	－	－	－	－

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

① 投資有価証券

上場株式は取引所の価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

② 長期貸付金

長期貸付金のうち、建設協力金は「金融商品会計に関する実務指針」に基づき割引現在価値で評価しております。その計上価額は、その時点の国債の利回りに基づいて算出しており、時価は、残存期間に対応した現状の国債の利回りに基づいて算出しております。レベル2の時価に分類しております。

③ 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により行っており、レベル3の時価に分類しております。

④ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。変動金利による長期借入金のうち、金利スワップ及び金利キャップを行っているものは特例処理されており、当該金利スワップ及び金利キャップと一体として処理された元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑤ リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

⑥ デリバティブ取引

長期借入金について、金利スワップ及び金利キャップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価を含めて記載しております。

5. 賃貸等不動産時価等に関する事項

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用の商業施設（土地を含む）等を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時価
3,009,165	3,338,064

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計期間（自 2022年3月1日 至 2023年2月28日）

	営業収益
顧客との契約から生じる収益	
食品事業（売上高）	51,112,487千円
非食品事業（売上高）	34,793,673
その他（営業収入）（※1）	4,477,738
合計	90,383,900
その他の収益（営業収入）（※2）	1,600,045
外部顧客への営業収益	91,983,945

※1 「その他（営業収入）」には、主に動物病院業、物流業、情報処理サービス業等に基づく収益が含まれております。

※2 「その他の収益（営業収入）」には、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく収益が含まれております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類「連結注記表 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」」に記載のとおりであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,157円37銭
(2) 1株当たり当期純利益	4円73銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. 企業結合に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

10. その他の注記

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社及び連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」

(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,836,944	流 動 負 債	18,940,136
現 金 及 び 預 金	730,268	短 期 借 入 金	11,466,684
前 払 費 用	813,724	1年内返済予定の長期借入金	4,582,556
未 収 入 金	1,906,452	リ ー ス 債 務 金	568,288
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	1,853,944	未 払 金	1,317,403
未 収 還 付 法 人 税 等	135,326	未 払 法 人 税 用 金	27,267
そ の 他	397,227	未 前 払 法 人 税	66,894
固 定 資 産	48,713,802	預 り 金	116,652
有 形 固 定 資 産	29,649,850	預 賞 与 引 当 金	784,036
建 物	12,186,276	そ の 他	6,346
構 築 物	599,320	固 定 負 債	11,139,180
機 械 及 び 装 置	775,483	長 期 借 入 金	9,142,164
車 両 運 搬 具	18,714	リ ー ス 債 務 金	250,934
工 具 、 器 具 及 び 備 品	1,299,692	繰 延 税 金 負 債	84,339
リ ー ス 資 産	5,229	資 産 除 去 債 務 金	731,401
土 地	14,646,193	長 期 預 り 保 証 金	150,449
建 設 仮 勘 定	118,938	長 期 預 り 敷 金	779,892
無 形 固 定 資 産	1,347,732	負 債 合 計	30,079,317
特 許 権	194,783	純 資 産 の 部	
借 地 権	947,863	株 主 資 本	24,281,673
ソ フ ト ウ エ ア 権	161,142	資 本 金	9,946,386
電 話 加 入 権	43,943	資 本 剰 余 金	9,829,566
投 資 そ の 他 の 資 産	17,716,219	資 本 準 備 金	9,829,566
投 資 有 価 証 券	632,451	利 益 剰 余 金	4,798,756
関 係 会 社 株 式	1,212,923	利 益 準 備 金	543,622
長 期 貸 付 金	1,378,958	そ の 他 利 益 剰 余 金	4,255,133
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	2,379,496	繰 越 利 益 剰 余 金	4,255,133
長 期 前 払 費 用	493,095	自 己 株 式	△293,036
敷 金 及 び 保 証 金	13,084,158	評 価 ・ 換 算 差 額 等	189,757
そ の 他	146,055	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	189,757
貸 倒 引 当 金	△1,610,919	純 資 産 合 計	24,471,430
資 産 合 計	54,550,747	負 債 純 資 産 合 計	54,550,747

損益計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 入		
不 動 産 賃 貸 収 入	11,520,393	
管 理 受 託 収 入	965,545	
関 係 会 社 受 取 配 当 金	510,020	12,995,959
営 業 費 用		
不 動 産 賃 貸 原 価	10,818,229	
一 般 管 理 費	1,010,877	11,829,106
営 業 利 益		1,166,852
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	134,402	
協 賛 金 収 入	20,000	
そ の 他	12,632	167,035
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	257,715	
そ の 他	8,437	266,152
経 常 利 益		1,067,735
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	71,112	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	10,000	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	253,219	
創 業 6 0 周 年 費 用	45,965	380,297
税 引 前 当 期 純 利 益		687,438
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	93,949	
法 人 税 等 調 整 額	30,491	124,440
当 期 純 利 益		562,997

株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当 期 首 残 高	9,946,386	9,829,566	9,829,566	543,622	4,151,552	4,695,174	△293,005	24,178,122	
当 期 変 動 額									
剰余金の配当					△459,415	△459,415		△459,415	
当 期 純 利 益					562,997	562,997		562,997	
自己株式の取得							△31	△31	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	103,581	103,581	△31	103,550	
当 期 末 残 高	9,946,386	9,829,566	9,829,566	543,622	4,255,133	4,798,756	△293,036	24,281,673	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	100,298	100,298	24,278,420
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△459,415
当 期 純 利 益			562,997
自己株式の取得			△31
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	89,459	89,459	89,459
当期変動額合計	89,459	89,459	193,009
当 期 末 残 高	189,757	189,757	24,471,430

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券
・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
 - ③ デリバティブ 時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
 - ② 無形固定資産(リース資産を除く)
・ソフトウェア 社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。
・特許権 定額法（8年）によっております。
 - ③ リース資産
・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
 - ④ 長期前払費用 定額法によっております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
- 当社の収益は主に子会社からの不動産賃貸収入、管理業務受託収入及び受取配当金となります。不動産賃貸収入については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）を適用しております。管理業務受託収入については、子会社への契約内容に応じた管理業務を提供することが履行義務であり、業務を提供した時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる事項

- ・連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

(6) 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

(7) 表示方法の変更

該当事項はありません。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	213,000千円
建物	5,114,340千円
土地	10,869,127千円
投資有価証券	480,859千円
長期貸付金（建設協力金）	662,574千円
長期前払費用（建設協力金）	116,826千円
敷金及び保証金	1,904,716千円
計	19,361,445千円

上記の資産は、短期借入金8,106,684千円、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）11,984,757千円の担保に供しております。

また、上記の他に投資有価証券32,383千円について、関係会社の買掛金142,158千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 37,776,927千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	1,405,449千円
② 短期金銭債務	1,039,562千円

(4) 偶発債務

次の関係会社について、取引先からの仕入に対し債務保証を行っております。

保証先	金額	内容
(株)Olympic	133,323千円	買掛金

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 不動産賃貸収入	10,079,675千円
② 管理受託収入	889,139千円
③ その他の営業取引高	1,513,632千円
④ 営業取引以外の取引高	627,213千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	383,449株	52株	－株	383,501株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因は、減損損失、税務上の繰越欠損金、資産除去債務等であります。

6. 企業結合に関する注記

該当事項はありません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び主要株主等

種 類	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
					役員 の 兼 任 等	事業上 の 関 係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(株)ヘルスケア・ジャパン	299,000	有料老人ホームの管理、運営等	(被所有) 直接 3.9	—	店舗の賃借	店舗の賃借 (注) 1.	77,341	前払費用 敷金及び保証金	7,089 292,960
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(株)山金	10,000	倉庫業	—	役員 1名	本部及び店舗・駐車場の賃借	本部及び店舗・駐車場の賃借 (注) 1.	248,247	前払費用 敷金及び保証金	22,756 548,429
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(株)オー・アール・デイ	35,000	不動産管理業	—	役員 3名	店舗・駐車場の賃借等	店舗・駐車場の賃借 (注) 1. 店舗・駐車場の賃借 (注) 1. 協賛金	264,935 41,787 20,000	前払費用 敷金及び保証金 長期貸付金 長期前払費用 長期預り敷金	20,621 1,445,581 515,919 301,258 34,023
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(株)泰利	10,000	不動産管理業	—	役員 1名	社員寮の賃借	社員寮の賃借 (注) 1.	23,052	前払費用 敷金及び保証金	1,921 15,000

種 類	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
					役員 の 兼 任 等	事業 上 の 関 係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(株)東都上原	3,000	不 動 産 業	—	—	社 員 寮 の 賃 借	社員寮の賃借 (注) 1.	15,039	前払費用 敷金及び 保証金	1,253 60,880
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(株)エスプリ	10,000	不 動 産 業	(被所有) 間接27.8	役員 3名	倉 庫 及 び 事 務 所 の 賃 借	倉庫及び事務所の賃借 (注) 1.	12,600	前払費用 敷金及び 保証金	1,155 2,400
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(株)OSCコミュニケート	10,000	映像等の企画、制作及び販売	—	—	動 画 等 の 作 成	動画作成に係る委託費用 (注) 2.	79,000	—	—
役員及びその近親者	中 田 明	—	弁 護 士	(被所有) 直接0.0	—	顧 問 弁 護 士	顧問報酬	15,752	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 賃料の決定は、近隣の取引実績に基づいて決定しております。

2. 価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉のうえで決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事 業 の 容 業 内 又は職 業	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有 割 合 (%)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
					役 員 の 兼 任 等	事 業 上 の 関 係				
子会社	㈱Olympic	100,000	小 売 業	所有 直接 100.0	役員 8名	店舗・駐 車場・店 舗設備の 賃貸及び 資金取引	不動産賃貸 収入 (注) 1. 管理受託収 入(注) 4. 預り金の返 済(注) 3.	8,446,643 650,475 1,949,687	未収入金 預り金	794,788 620,253
子会社	㈱OSCゴルフ ワールド	10,000	ゴルフ用 品等の販 売	所有 直接 100.0	役員 1名	店舗・駐 車場・店 舗設備の 賃貸及び 金銭の貸 付	受 取 利 息 (注) 2. 資金の貸付 貸付金の回 収 貸倒引当金 繰入額	8,053 64,745 36,693 62,350	関係会社短 期貸付金 未払費用 貸倒引当金	597,997 36 406,950
子会社	㈱エムケイカ ース	20,000	自動車用 品の販 売、自動 車の修理	所有 直接 100.0	役員 1名	店舗・駐 車場・店 舗設備の 賃貸及び 金銭の貸 付	貸倒引当金 繰入額	15,440	貸倒引当金	317,340
子会社	㈱オー・エス・ シー・フーズ	100,000	惣菜等の 製造・卸 売	所有 直接 100.0	役員 2名	工場・工 場設備・ 駐車場の 賃貸及び 金銭の貸 付	貸倒引当金 繰入額	50,000	貸倒引当金	145,000
子会社	㈱動物総合医療 センター	30,000	動物病院 の経営	所有 直接 100.0	役員 2名	病院・病 院設備の 賃貸及び 金銭の貸 付	貸倒引当金 戻入額	77,710	貸倒引当金	74,190
子会社	㈱OSCファス トフードサー ビス	10,000	フードコ ートの運 営	所有 直接 100.0	役員 2名	店舗・駐 車場・店 舗設備の 賃貸及び 金銭の貸 付	貸倒引当金 繰入額	11,609	貸倒引当金	41,509

種 類	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
					役員 の 兼 任 等	事業 上 の 関 係				
子会社	株式会社サイク オンピック	100,000	自転車及 び関連用 品の販売	所有 直接 100.0	役員 2名	店舗・駐 車場・店 舗設備の 賃貸及び 金銭の貸 付	貸倒引当金 繰入額	111,450	貸倒引当金	268,550
子会社	株式会社OSCサイ クル	30,000	自転車及 び関連用 品の企画 ・開発 ・卸売	所有 直接 100.0	役員 2名	店舗・駐 車場・店 舗設備の 賃貸及び 金銭の貸 付	貸倒引当金 繰入額	37,920	貸倒引当金	145,420
子会社	株式会社おうちDEPO	100,000	DIY・ガ ーデニン グ用品の 販売	所有 直接 100.0	役員 2名	店舗・駐 車場・店 舗設備の 賃貸及び 金銭の貸 付	受取利息 (注) 2. 資金の貸付	14,526 371,454	関係会社短 期貸付金 そ の 他 流 動 資 産	1,018,854 10
子会社	株式会社グレイ ンコーヒー ロスター	10,000	コーヒ ーショッ プの運営 、コーヒ ー製 品の製 造・卸 売	所有 直接 100.0	役員 1名	店舗・駐 車場・店 舗設備の 賃貸及び 金銭の貸 付	貸倒引当金 繰入額	69,680	貸倒引当金	69,680
子会社	株式会社フォル ム	100,000	ファシ リテイ メント 事業	所有 直接 100.0	役員 2名	店舗工 事に係 る委託 費用	設備の購 入(注) 4.	1,225,324	-	-
子会社	株式会社グ ウー	100,000	惣菜等 の製造 ・小 売	所有 直接 100.0	役員 1名	金銭の 貸 付	貸倒引当金 戻入額	25,110	貸倒引当金	9,190

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 賃料の決定は、近隣の取引実績に基づいて決定しております。
2. 金銭貸借の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
3. 資金の預りについては、親会社である(株) Olympicグループが資金管理していることによるものであり、取引金額は預り額と預け額を相殺し、純額を記載しております。
4. 価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉のうえで決定しております。

8. 収益認識に関する注記

- 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「計算書類「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項(4) 収益及び費用の計上基準」」に記載のとおりであります。

9. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,065円33銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 24円51銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年4月24日

株式会社 Olympicグループ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福	田	慶	久
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	澤	部	直	彦

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Olympicグループの2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Olympicグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年4月24日

株式会社 Olympicグループ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福	田	慶	久
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	澤	部	直	彦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Olympicグループの2022年3月1日から2023年2月28日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 重要な後発事象

該当事項はありません。

2023年4月28日

株式会社 Olympicグループ 監査役会

常勤監査役	大	永	剛	史	Ⓔ
常勤監査役	茂	木		親	Ⓔ
社外監査役	宮	地	雄	三	Ⓔ
社外監査役	繁	柘	江	里	Ⓔ

以上